

広島県公安委員会告示第25号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者から同規則第5条第1項第1号に掲げる法人名の変更について次のとおり届出があったので、同規則第7条第2項の規定により公示する。

平成25年4月1日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

1 変更の内容

新法人名 株式会社海田自動車学校

旧法人名 有限会社カルチャーライフ

2 変更年月日

平成25年3月4日